

横浜市放課後キッズクラブ事業実施要綱

制 定 平成 22 年 3 月 17 日こ放第 879 号（市長決裁）
最近改正 令和 8 年 2 月 19 日こ放第 1710 号（局長決裁）

（目 的）

第 1 条 この要綱は、放課後キッズクラブ事業（以下「キッズクラブ事業」という。）の実施について必要なことを定める。

2 キッズクラブ事業は、次の各号を目的とした事業を一体的に行うものとする。

- (1) 児童が通い慣れている学校施設等を利用して、異年齢児間の遊びを通じた交流を促進し、児童の創造性、自主性、社会性などを養うこと
- (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 2 項の放課後児童健全育成事業として、対象となる児童に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ること

3 前項第 2 号の事業の実施及び運営にあたって必要な事項については、横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 49 号。以下「条例」という。）及び横浜市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱（平成 27 年 2 月 26 日こ放第 930 号。以下「届出要綱」という。）のほか、この要綱の定めるところによる。

4 キッズクラブ事業の実施に伴う補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号）及び横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付要綱（平成 18 年 3 月 2 日福子放第 10304 号。以下「補助金交付要綱」という。）に定める。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱において「放課後キッズクラブ」とは、キッズクラブ事業の運営主体（以下「運営主体」という。）が、条例及びこの要綱に定める事項を備えた良好な衛生環境及び安全性を備えた、キッズクラブ事業のための専用施設（以下「専用ルーム」という。）等において、専任の職員によりキッズクラブ事業を行い、かつ、放課後キッズクラブが所在する区の区長（以下「区長」という。）が適当と認めたものをいう。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) わくわく【区分 1】 第 1 条第 2 項第 1 号を目的に放課後キッズクラブを利用する児童が登録する区分
- (2) すくすく【区分 2】 第 1 条第 2 項第 1 号かつ第 2 号を目的に放課後キッズクラブを利用する児童が登録する区分。なお、すくすく【区分 2】は利用時間に応じて、すくすく（ゆうやけ）【区分 2A】とすくすく（ほしぞら）【区分 2B】の 2 つの区分に分かれる。

3 この要綱において「支援の単位」とは、クラブにおける育成支援であって、クラブを利用する児童に対して一体的に行われる集団の規模をいう。

4 この要綱において「対象児童数」とは、すくすく【区分 2】登録児童の利用希望日数から算出した人数を指す。「対象児童数」の算出は、放課後キッズクラブに利用の登録をし、かつ継続的に利用する者で、毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えることで行う。

- 5 この要綱における用語の意義は、前4項に定めるもののほか、法、条例、補助金交付要綱、横浜市放課後キッズクラブ運営法人の選定に関する要綱（平成17年12月20日福子放第10167号。以下「選定要綱」という。）及び横浜市放課後キッズクラブ運営法人の再選定に関する要綱（平成23年7月1日こ放第206号。以下「再選定要綱」という。）の例による。

（運営主体）

第3条 キッズクラブ事業の運営主体は、選定要綱及び再選定要綱に基づき、区長により選定され、かつ法第34条の8第2項に規定される放課後児童健全育成事業の届出を行っている法人とする。

- 2 選定要綱及び再選定要綱に基づき区長が選定した法人は、選定期間中において、当該選定及び再選定により生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、継承させることができない。ただし、会社法に基づく合併、分割（当該キッズクラブ事業にかかる業務の全てを継承させるものに限る。）又はその他これらに類する行為により、当該キッズクラブ事業にかかる業務の全てを別の法人が行おうとする場合は、あらかじめ区長の承認を得て、これを継承することができる。

（対象児童）

第4条 キッズクラブ事業の対象児童は、当該小学校又は当該義務教育学校前期課程（以下「当該小学校等」という。）に通学している児童とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該小学校区又は当該義務教育学校区に居住し、国立小学校、私立小学校、または特別支援学校等に通学する児童についても対象児童とする。
- 3 前2項の児童のうち、第1条第2項第2号の放課後児童健全育成事業の対象となる児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。
- (1) その保護者が、労働等により、放課後に当該児童が帰宅する時間帯（土曜日及び学校休業日（日曜日を除く。）にあつては、当該時間帯に相当する時間帯）に、家庭にいないこと
 - (2) その保護者が、健康上の理由等により、昼間家庭にいても当該児童の健全育成ができる環境にない状態であること
- 4 放課後キッズクラブの利用にあたっては、第2条第2項に規定する利用区分により、保護者が事前に運営主体に利用の登録をするものとする。
- 5 第2条第2項に規定する利用区分は年度途中での変更ができるものとし、変更にあたっては保護者が事前に運営主体に利用区分変更の届出をするものとする。

（事業内容）

第5条 キッズクラブ事業の実施にあたっては、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 児童の健康管理、安全確保、情緒の安定
- (2) 児童の活動への意欲と態度の形成
- (3) 遊びを通じた児童の自主性、社会性、創造性の向上
- (4) 児童の活動状況の把握と児童の家庭との日常的な連絡及び情報交換
- (5) 学校との迅速な情報交換と日常的な連携
- (6) 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- (7) 保護者との連携による親子参加活動
- (8) 地域の子育て支援に関する活動

(9) その他児童の健全育成に関して必要な活動

(運営方針及び運営計画)

第6条 運営主体は、放課後キッズクラブの運営に当たって、放課後キッズクラブの目的や理念並びに児童・保護者との関わり方及び地域との連携の在り方等を明確にするとともに、当該選定期間における取組の方針を定めるため、運営方針を策定しなければならない。

2 運営主体は、前項の運営方針に基づく具体的な取組を運営計画として毎年度策定しなければならない。

3 前2項で規定する運営方針及び運営計画は「運営方針・運営計画（第1号様式）」により策定するものとする。

4 運営主体は、策定した「運営方針・運営計画（第1号様式）」を速やかにホームページ等ウェブサイトで公表しなければならない。

(開所日及び開所時間)

第7条 放課後キッズクラブは、次に掲げる日を除き、毎日開所しなければならない。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日

(3) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

2 放課後キッズクラブは、次に掲げる時間帯において開所しなければならない。

(1) 平日は、放課後から午後7時まで

(2) 土曜日は、午前8時30分から午後7時まで

(3) 学校休業日（土曜日を除く）は、午前8時から午後7時まで

3 運営主体は、前2項の規定に基づき、放課後キッズクラブを開所するとともに、別表1に定める利用区分ごとの利用時間を遵守しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、事前に児童の利用希望を確認し、利用希望の児童がいないことが確認できた場合は、利用者に周知したうえで、閉所することができる。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、区長がやむを得ないと認める場合は、臨時に閉所することができる。

(実施場所)

第8条 キッズクラブ事業の実施場所は、当該小学校等の余裕教室の状況等を学校長と調整し、原則当該小学校内に設置する専用ルームその他学校施設とする。ただし、公園、市民利用施設等での実施は妨げない。

(職員の配置基準、雇用等)

第9条 運営主体は、1つの活動場所には必ず1名以上の職員を配置することとし、別表2に定める職員最低配置基準を遵守しなければならない。

2 運営主体は、第5条に規定する事業内容を円滑に実施し、利用児童の安全を確保するため、次の職員を雇用しなければならない。

(1) 常勤職員 支援の単位ごとに1名以上

(2) 非常勤職員 必要数

- 3 職員は、勤務時間内は専任とし、兼務しないものとする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、運営主体は、常勤職員として主任1名及び副主任1名以上を雇用しなければならない。
- 5 第2項に規定する常勤職員は、週30時間以上勤務しなければならない。

(研 修)

第10条 運営主体は、職員の資質向上を図り、第5条に規定する事業内容を円滑かつ安全に実施するため、職員に対し、障害児の対応をはじめとする、活動に必要な知識・経験を養うための研修を実施しなければならない。

- 2 運営主体は、条例第8条に定める職員の知識及び技能の向上と資質向上を図るため、横浜市が実施する人材育成研修について、職員の参加の機会を提供しなければならない。
- 3 運営主体は、関係機関が実施する研修について、職員の参加の機会を提供するよう努めなければならない。
- 4 運営主体は、前3項を実現するために、研修計画を策定しなければならない。

(安全管理)

第11条 運営主体は、平常時から危機を想定してその予防に最善を尽くすこととし、事件、事故及び災害等（以下「事故等」という。）の危機管理について、本市の指示に基づき対応マニュアルを作成するとともに、事故等の発生時に迅速かつ的確な緊急対策を実施できるよう、学校及び関係機関との連携に努めなければならない。

- 2 運営主体は、放課後キッズクラブにおいて事故等が発生した場合、届出要綱第7条第2項に規定する放課後児童健全育成事業事故報告書（第8号様式）により速やかに区長に報告しなければならない。

(評議会)

第12条 運営主体は、学校・地域と情報共有しながら相互に連携・協力を図るため、評議会を設置し、半期に1回以上評議会を開催しなければならない。

- 2 評議会は、次の事項を協議し、運営主体に意見具申するものとする。また、運営主体は評議会の意見を放課後キッズクラブの運営に反映するよう努めなければならない。
 - (1) 放課後キッズクラブの運営状況、予算、決算に関すること。
 - (2) 放課後キッズクラブ運営方針・運営計画に関すること。
 - (3) 学校・地域との連携に関すること。
 - (4) 保護者からの意見、要望等の調整に関すること。
 - (5) その放課後キッズクラブの安全かつ円滑な運営に関すること。
- 3 評議会は、次の各号に規定する者から運営主体が選任した者（以下「評議会委員」という。）をもって組織するものとする。
 - (1) 学校長
 - (2) 保護者代表
 - (3) 地域代表
 - (4) その他運営主体が必要と認める者
- 4 評議会には会長、副会長を置く。会長は評議会を代表し、会務を掌理するものとし、副会長

は会長を補佐し、会長が欠けたときはその職務を代理するものとする。ただし、運営主体の構成員等が評議会委員を兼ねることはできない。

- 5 新規に放課後キッズクラブを開設した場合及び評議会委員に変更がある場合は「評議会委員名簿（第2号様式）」により速やかに区長に報告しなければならない。
- 6 運営主体は、第6条第4項に規定する公表に当たっては、事前に評議会委員全員に共有を行わなければならない。
- 7 運営主体は、評議会開催後、速やかに「評議会開催記録（第3号様式）」を作成し、内容を会長に確認したうえで評議会委員全員に共有を図るとともに、当該放課後キッズクラブの「運営方針・運営計画（第1号様式）」を添付し、評議会開催日の属する月の翌月末までに区長に報告するものとする。

（保護者会等）

- 第13条 運営主体は、保護者と協力して事業を実施するとともに、保護者の意見、要望等を踏まえた運営を行うため、半期に1回以上保護者会を開催しなければならない。
- 2 運営主体は、保護者会等の開催後、保護者会等開催記録を作成し、運営主体で保管するものとする。

（保護者負担金）

- 第14条 運営主体は、あらかじめ保護者の同意を得た上で、利用料、おやつ代及び特別な行事や教材に係る費用等について、別表3のとおり利用児童の保護者から徴収するものとする。
- 2 運営主体は、こども青少年局長が別に定める仕様を満たす保険に加入し、放課後キッズクラブの利用を希望する児童の保護者に対し、保険料を利用登録前までに負担させるものとする。

（事業の実施報告等）

- 第15条 運営主体は、毎月20日までに、「放課後キッズクラブ月別状況報告書（第4号様式）」により前月分のキッズクラブ事業の実施状況を区長に報告するものとする。
- 2 運営主体は、すくすく【区分2】の登録児童について名簿を作成し、管理することとする。
 - 3 運営主体は、すくすく【区分2】の登録児童について、次に掲げる書類により、区長が定める期日までに区長に報告するものとする。
 - （1） すくすく【区分2】登録者名簿（第5号様式）
 - （2） すくすく【区分2】登録児童の利用または、継続利用の申込をしたことが分かる書類

（備品管理等）

- 第16条 キッズクラブ事業の実施にあたり運営主体が補助金により取得した備品について、運営主体は善良な管理者の注意をもって取り扱うものとする。
- 2 横浜市が調達し貸与した施設や備品（はまっ子ふれあいスクールで使用していたものも含む）について、運営主体は善良な管理者の注意をもって取り扱うものとし、故意または重大な過失により滅失し、若しくはき損し、またはその返還が不可能となったときは、区長の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、または損害を賠償しなければならない。また、運営主体の故意または過失によらない施設の修繕及び備品の修理等については、別途区長に協議するものとする。

(個人情報の保護)

第 17 条 運営主体は、キッズクラブ事業による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別に定める「横浜市放課後児童健全育成事業個人情報取扱特記事項」(平成 18 年 3 月福子放第 10304 号)を遵守しなければならない。

(情報提供)

第 18 条 運営主体は、キッズクラブ事業の実施にあたって学校と調整し、毎年度、新入生の保護者向けに説明会や見学会を開催しなければならない。なお、新規に放課後キッズクラブを開設する場合については、学校と調整し、開設前に保護者説明会を開催しなければならない。

2 運営主体は、事業予定等を掲載した広報紙を毎月作成し、当該小学校等の保護者及び関係機関に配布するものとする。

(引継)

第 19 条 運営主体または常勤職員の変更が生じる場合は、運営に支障がないよう事前に必要な引継ぎを行うものとする。

(調査又は報告)

第 20 条 区長は、本要綱に基づく適正な事業実施を維持するため、運営主体に対して、関係書類を閲覧し、又は提出を求め、運営状況を調査し、又は報告を徴することができる。

(ウクライナからの避難民への支援)

第 21 条 第 13 条によらず、保護者等からの申告に基づき、ウクライナからの避難民であるところでも青少年局長が認める者については、当面の間、保護者負担金を徴収しないことができるものとする。

(補 則)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項については、別に子ども青少年局長が定める。

附 則 (平成 22 年 3 月 17 日こ放第 879 号)

この要綱は、平成 22 年 3 月 17 日から施行し、平成 22 年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則 (平成 22 年 10 月 21 日こ放第 493 号)

この要綱は、平成 22 年 10 月 21 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 3 月 11 日こ放第 899 号)

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 15 日こ放第 959 号)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 8 月 7 日こ放第 390 号）

この要綱は、平成 24 年 8 月 7 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 11 日こ放第 994 号）

この要綱は、平成 25 年 3 月 11 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 10 日こ放第 975 号）

この要綱は、平成 27 年 3 月 10 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 10 日こ放第 1157 号）

この要綱は、平成 28 年 3 月 10 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 10 日こ放第 1117 号）

この要綱は、平成 29 年 3 月 10 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 8 日こ放第 1047 号）

この要綱は、平成 30 年 3 月 8 日から施行し、平成 30 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成 30 年 8 月 1 日こ放第 327 号）

この要綱は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 4 日こ放第 1137 号）

この要綱は、平成 31 年 3 月 4 日から施行し、平成 31 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和元年 10 月 15 日こ放第 630 号）

この要綱は、令和元 年 10 月 15 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 1 日こ放第 1091 号）

この要綱は、令和 2 年 3 月 1 日から施行し、令和 2 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和 3 年 3 月 1 日こ放第 2061 号）

この要綱は、令和 3 年 3 月 1 日から施行し、令和 3 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和 4 年 2 月 25 日こ放第 2157 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 4 年 2 月 25 日から施行し、令和 4 年度の予算に係る補助金から適用する。
ただし、第 6 条第 2 項及び別表 1 に定める学校休業日（土曜日を除く）の開所時間等は令和 4 年夏季休業日から適用するものとし、それまでの間は「午前 8 時」とあるのは「午前 8 時 30 分」とする。

(経過措置)

- 2 施行日から令和7年3月31日までの間、第9条第5項の規定の適用については、令和4年3月31日まで週25時間勤務をしていた副主任はこの限りではない。
- 3 施行日から令和7年3月31日までの間、第10条第4項の規定の適用については、同項中「しなければ」とあるのは、「となるよう努めなければ」とする。

附 則（令和4年6月1日こ放第1012号）

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日こ放第3222号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日こ放第1582号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日から当面の間、第9条第2項の規定の適用については、同項中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

附 則（令和7年3月13日こ放第1925号）

この要綱は、令和7年3月13日から施行し、令和7年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和7年11月17日こ放第1036号）

この要綱は、令和7年11月17日から施行する。

附 則（令和8年2月19日こ放第1710号）

この要綱は、令和8年2月19日から施行する。

別表 1（第 7 条）

利用区分ごとの利用時間

			わくわく【区分 1】 (注 1) (注 2)	すくすく（ゆうや け） 【区分 2 A】	すくすく（ほしぞ ら） 【区分 2 B】
平日			授業終了後から 午後 4 時まで	授業終了後から 午後 5 時まで	授業終了後から 午後 7 時まで
学校 休業日	土曜日		なし	午前 8 時 30 分から 午後 5 時まで	午前 8 時 30 分から 午後 7 時まで
	土曜日 以外	夏季休業日	午前 8 時から午後 4 時までの間の 2 時間 程度（注 3）	午前 8 時から 午後 5 時まで	午前 8 時から 午後 7 時まで
		夏季休業日 以外	午前 9 時から午後 4 時までの間の 2 時間 程度（注 4）		

注 1 警報発表時等は、こども青少年局長が定める基準に基づき、運営主体はわくわく【区分 1】の利用制限を行うことができる。

注 2 放課後キッズクラブが地域や保護者との交流を目的としたプログラム（以下、「プログラムの特例」という。）を実施する場合は、特例としてわくわく【区分 1】の利用時間を超えて利用することができる。なお、プログラムの特例の実施頻度及び実施時間は下表のとおりとする。

			実施頻度	実施時間
平日			週 1 回程度	授業終了後から午後 4 時 30 分まで
学校休業日	土曜日		月 1 回程度	午前 9 時から午後 4 時 30 分までの間で、4 時間程度
	土曜日以外	夏季休業日	放課後キッズ クラブごとに 異なる	午前 8 時から午後 4 時 30 分までの間で、4 時間程度
		夏季休業日以外	週 1 回程度	

注 3 原則、放課後キッズクラブごとに指定する週 1 回 2 時間程度とする。週 1 回を超えて利用する場合は、プログラムの特例の実施に伴うものとする。

注 4 放課後キッズクラブごとに指定する午前又は午後のいずれかとする。

別表 2（第 9 条）
職員最低配置基準

支援の単位数		1 単位	2 単位	3 単位	4 単位	5 単位	6 単位
平日	放課後～午後 4 時（注 1）	4 名	6 名	8 名	10 名	12 名	14 名
土曜日	開所時間のうち、クラブ が指定するわくわく【区 分 1】の利用時間（注 1）						
学校 休業日 （土曜 日を除 く）							
上記以外の時間		2 名	4 名	6 名	8 名	10 名	12 名

注 1 プログラムの特例を実施する場合は、その実施時間までとする。

注 2 条例第 10 条に基づき、支援の単位数に応じて、放課後児童支援員を配置しなければならない。

注 3 支援の単位数が 7 単位以降についても、支援の単位数ごとに 2 名以上配置するとともに、表中の（注 1）の時間においてはこれに 2 名追加で配置しなければならない。

別表 3（第 14 条）

保護者負担金

項目		わくわく 【区分 1】	すくすく（ゆうやけ） 【区分 2 A】	すくすく（ほしぞら） 【区分 2 B】
月額 利用料	4～3 月 （7～8 月 を除く）	無料	月額 2,000 円 （保護者負担減免額相当補助の対象となる世帯（注 2）は減免あり）	月額 5,000 円 （保護者負担減免額相当補助の対象となる世帯（注 2）は減免あり）
	7～8 月		月額 2,500 円 （保護者負担減免額相当補助の対象となる世帯（注 2）は減免あり）	月額 5,500 円 （保護者負担減免額相当補助の対象となる世帯（注 2）は減免あり）
一時利用料 （注 1）		1 回 800 円	1 回 400 円	なし
おやつ代		なし （一時利用料を支払って 利用する場合は実費相当額）	実費相当額	
保険料		実費相当額		
特別な行事や 教材に係る費用		実費相当額		

注 1 わくわく【区分 1】及びすくすく（ゆうやけ）【区分 2A】の児童は、一時利用料を支払うことで、当該日は午後 7 時まで利用することができる。なお、わくわく【区分 1】の児童については、定員に空きがある場合に限り、一時利用の利用ができる。

注 2 「保護者負担減免額相当補助の対象となる世帯」とは、横浜市の就学援助を受けている世帯、生活保護受給世帯及び市民税所得割非課税世帯を指す。

注 3 保護者負担減免額相当補助の対象となる世帯の減免金額は下表のとおりとする。

項目		すくすく（ゆうやけ） 【区分 2A】	すくすく（ほしぞら） 【区分 2B】
減免額 （減免後の 月額利用料）	4～3 月 （7～8 月を除く）	月額 2,000 円（0 円）	月額 2,500 円（月額 2,500 円）
	7～8 月	月額 2,500 円（0 円）	月額 2,500 円（月額 3,000 円）

運営方針・運営計画

クラブ名：

放課後キッズクラブ

運営法人名：

選定期間：

年度

～

年度

【運営方針】		
【説明（想い、意図）】		
【取組方針】	こども	
	保護者	
	学校・地域や組織運営	

【運営計画】		年度	項目①	項目②	項目③	総評	評議会意見・次年度への提案
1 年目	放課後キッズクラブ 運営指針項目						
	取組内容						
	振り返り （こどもの意見の反映状況等）						
2 年目	放課後キッズクラブ 運営指針項目						
	取組内容						
	振り返り （こどもの意見の反映状況等）						
3 年目	放課後キッズクラブ 運営指針項目						
	取組内容						
	振り返り （こどもの意見の反映状況等）						
4 年目	放課後キッズクラブ 運営指針項目						
	取組内容						
	振り返り （こどもの意見の反映状況等）						
5 年目	放課後キッズクラブ 運営指針項目						
	取組内容						
	振り返り （こどもの意見の反映状況等）						

評 議 会 委 員 名 簿

クラブ名 : 放課後キッズクラブ

運営法人 :

年 月 日現在

	役 職	氏 名	所 属	住 所	電話番号	新規任命者
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

※委員に対して、氏名・所属・住所・電話番号の情報を区役所に提供すること、及び区役所から連絡がある場合があることを説明し、同意を得たうえで、名簿を作成してください。

※住所、電話番号は連絡が取れる連絡先を記入してください。

※新規に開設した放課後キッズクラブについては、委員全員分の住所、電話番号が必要です。

※委員に変更があった場合も委員全員分の記入が必要です。新たに委員に任命された方については、新規任命者の欄に「○」を記入します。

※区役所から委員の住所宛に文書を送付させていただくことがあります。また、この内容は、放課後キッズクラブ事業に関すること以外には使用しません。

評議会開催記録

クラブ名： _____ 放課後キッズクラブ
 運営法人名： _____

1 開催日時	年 月 日 () 時 分 ～ 時 分
2 参加人数	委員 人 (委員定数 人)
3 議題	
4 主な意見	
5 運営方針・ 運営計画	1 評議会委員共有日： 年 月 日 2 公表日： 年 月 日 3 公表URL：

添付書類

☐ 放課後キッズクラブ運営方針・運営計画

年 月分 クラブ名:

	合 計	内 訳					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
登録児童数 ①	[- -]	[- -]	[- -]	[- -]	[- -]	[- -]	[- -]
うち							
わくわく【区分1】	[- -]	[- -]	[- -]	[- -]	[- -]	[- -]	[- -]
ふたば【区分2】	[- -]	[- -]	[- -]	[- -]	[- -]	[- -]	[- -]
ぞら【区分2B】	[- -]	[- -]	[- -]	[- -]	[- -]	[- -]	[- -]
定員 ②							
※施設 (1 = (平均利用児童数 / 対象定員数)③)	2014/01						

※「登録児童数 ①」の欄については、利用区分に関わらず、放課後キッズクラブに利用登録した児童の人数を記入してください。

※児童数の【 】内は、障害児の受入に係る補助の対象となる児童数を“内数”で記入します。

※支援の単位ごとの開所日数は、実施分類が①または③のみ日数の合計です。

		定 義
①	開所している	開所日数の算定対象 ・児童の受け入れが「職員最低配置基準」及び「支援の単位ごとの開所時間」を満たしている場合 ・児童の受け入れがない「職員最低配置基準」及び「支援の単位ごとの開所時間」を満たしている場合
②	開所日数の算定対象外	・児童を受け入れているが「職員最低配置基準」を満たしていない場合 ・支援の単位1に3以下で、「支援の単位ごとの開所時間」を満たしていない場合
③	開所していない	開所日数の算定対象 区長がやむを得ない理由があるを認めている場合 (特別警報発令及び5級以上地震による「職員最低配置基準を満たさない場合」等)
④	開所日数の算定対象外	・区長がやむを得ない理由があるとして認めている場合等 (③以外の開所) ・支援の単位が5級以下で、利用児童が少なく「職員最低配置基準」を満たさない場合。または、当該支援の単位の利用児童がいないことにより、その日の選考から単位を閉めたことと「支援の単位ごとの開所時間」を満たしていない場合

[illegible]

◆ 横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金執行状況報告書 記入事項

※下表については、横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金執行状況報告書に対応しています。

基本補助（基本部分）

	単位 1	単位 2	単位 3	単位 4	単位 5	単位 6
対象児童数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
開所日数	0日	0日	0日	0日	0日	0日

※開所日数は実施分類が①または⑤の日数の合計

長時間開所加算補助（平日）

	単位 1	単位 2	単位 3	単位 4	単位 5	単位 6
対象時間数 （分）	0分	0分	0分	0分	0分	0分
対象日数	0日	0日	0日	0日	0日	0日

長時間開所加算補助（学校休業日）

	単位 2	単位 3	単位 4	単位 5	単位 6
対象時間数 （分）	0分	0分	0分	0分	0分
対象日数	0日	0日	0日	0日	0日

子ども教室加算補助

利用児童数	うらわくわく 【区分1】 利用児童数
0	0.0

障害児受入加算補助

利用児童数
0

◆ 特記事項

（平均利用児童数と対象児童数の乖離理由・乖離の是正対応状況・その他運営に関わる特記事項 等）

◆ 保護者会等・評議会開催日

	1 回目	2 回目
保護者会等		
評議会		

※3月の月別状況報告書にのみ保護者会等と評議会の開催日を記載してください。

※月別状況報告書は、**翌月20日までに**、
区役所子ども家庭支援課へ提出してください。

※行又は列が足りない場合は適宜追加すること。

すくすく【区分2】登録者名簿

クラブ名： 放課後キッズクラブ

支援の単位数： 単位

支援の単位ごとの対象児童数（人）

単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
単位1												
単位2												
単位3												
単位4												
単位5												
単位6												
合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

別添名簿に記載する者は、横浜市放課後キッズクラブ事業実施要綱第4条第3項に規定する対象児童であることを証します。

運営主体名

代表者職氏名

すくすく【区分2】登録者名簿（別紙）

クラブ名：放課後キッズクラブ

単位番号：【令和 年 月分】

	登録児童数	対象児童数
すくすく（ゆうやけ） 【区分2A】	-	-
すくすく（ほしぞら） 【区分2B】	-	-
合 計	-	-

No.	学年	児童氏名	利用 区分	利用 頻度	No.	学年	児童氏名	利用 区分	利用 頻度
1					31				
2					32				
3					33				
4					34				
5					35				
6					36				
7					37				
8					38				
9					39				
10					40				
11					41				
12					42				
13					43				
14					44				
15					45				
16					46				
17					47				
18					48				
19					49				
20					50				
21					51				
22					52				
23					53				
24					54				
25					55				
26					56				
27					57				
28					58				
29					59				
30					60				

研修受講者名簿

クラブ名

No	氏名	個人情報特記事項に係る研修		障害児の受入に係る研修	
		研修受講日	研修受講場所※	研修受講日	研修受講場所※
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

※他のクラブで受講した場合のみ記載